

特別養護老人ホーム整備運営事業者募集に関する質問の回答

最終掲載日：令和6年（2024年） 6月25日

No.	掲載日	質 問	回 答
1	6月25日	特養併設のショートステイについて、プライバシー化されていない多床室部分を工事する目的で「新設・増床分」として応募し、残る個室部分を「転換分」として応募するなど、同一施設から両方の募集区分に応募することは可能か。	「新設・増床分」及び「転換分」それぞれの応募資格及び適否判定基準を満たしていれば、両方の募集区分に応募することは可能です。 ただし、設置計画書等の提出に当たっては、それぞれの募集区分に応募する居室・設備が重複しないように注意してください。また、選考の結果、一方の応募分のみ事業者選定される場合があることに留意してください。
2	6月25日	あらかじめ、プライバシー化していないショートステイの多床室を特養床に、特養床の個室をショートステイ床に用途変更した上で、ショートステイ床（個室）を「転換分」として応募することは可能か。	制度上、施設の運営実態に応じ、変更届を提出した上で居室の用途を変更することは、認められています。 その上で、「転換分」の施設要件を満たす※ショートステイ床について応募することは可能です。 ※プライバシー化工事等で転換希望日までに施設要件を満たす見込みである場合も同様に取扱います。
3	6月25日	特養併設ショートステイの転換を計画している。特養床及びショートステイ床のある棟は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）外であるが、附室でつながっている別棟は土砂災害警戒区域内である。また、特養入所者及びショートステイ利用者は別棟に立ち入ることはなく、生活動線もつながっていない。この状況において、ショートステイ床を「転換分」として応募することは可能か。	ご質問の状況であれば、「転換分」として応募することが可能です。 ただし、施設配置、土砂災害警戒区域等の指定状況等を詳細に確認する必要がありますので、個別に御相談ください。 なお、可能であると判断された場合においても、転換後の用途変更等により、入所者及び利用者の生活動線が別棟に及び、利用者及び入所者の災害リスクを高めないように、注意してください。